

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO. 6 1

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440「市民オンブズ岡崎」

発行 2009. 3. 8

外部監査で不適切な手当を指摘 岡崎市のごみ処理対策

外部監査人による「包括外部監査の結果報告」が1月30日岡崎市に提出されました。

その中で、廃棄物収集、運搬、処分作業に従事する職員の特殊勤務手当が「1日4時間以上に勤務で支給する」となっているにもかかわらず、実際には「1日3時間30分以上」で支給されている実態が報告され、「条例に反しており不適切」と指摘されました。

そのほかには、ごみ収集にあたっては子供会等が回収した新聞紙等を資源回収組合に回収させ補助金を支給していたが、市場価格が高騰していた昨年暮れまで、資源回収組合に加盟している業者は地域の資源回収を独占し、資源売却による大きな利益をあげたにもかかわらず行政からの補助金（平成19年度は0.5円/kgで約600万円の税金）さえも手に入れるという2重の収益を得ていましたが、市は放置していました。

ほかには、不燃ごみ収集運搬業務の受託契約において燃料費の走行距離が積算根拠の一つであるが実際実際は10%も少なかったと指摘。

粗大ごみ処理手数料納付券収納事務が納付券の収納がずさんで回収すべき処理手数料が回収されないままであること。

中央クリーンセンター焼却炉点検整備業務委託のうち、建設計画が平成12年には中止が決定している「余熱利用アキュムレータ」の点検整備業務に毎年22万5千円ほどを払い続けてきた。また、この業務は随意契約で建設当時の敷設工事請負業者にずっと請け負わせていたという。

中央クリーンセンターの脱臭装置整備工事の契約は建設当初より特定業者（E社）に随意契約されてきたが、工事の中心は活性炭と消耗品の取り替えであり、活性炭の取り替えは66%で（L社）に下請けされ、さらに2社（M社、N社）に2次請負されていて他社には遂行能力がないとは考えがたいと指摘されました。

また、資源回収された資源物は市が処理した後、資源（金属）として3ヶ月に一度指名競争入札で売り払っていたが、指名業者は3社で、平成18年からA、B、C社が順繰りで落札するという不自然な入札であったことも指摘しています。

「平成20年度包括外部監査報告書」を是非読んでください。

岡崎市新一般廃棄物中間処理施設（ガス化溶融炉）技術提案書 開示を求める行政訴訟第1回公判報告

2月5日第1回の公判が開かれました。

市側の答弁書では、処分行政庁に立証責任があるとする原告の主張に対し、業者の「競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがある」についての立証責任はないとしていること。

被告が技術提案書を提出したA、B社に開示に対する意見を求めたところ、新日鉄エンジニアリングは「競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがある」として情報開示に反対していること（JEF環境ソリューションズは同じく反対の意見を回答してきているが意見書の閲覧を拒んでいるので、提出できないとしている）。

ヴォーンインデックス制度は情報公開法に基づく処分に対する異議申立に限定し、「審査会」を「裁判所」に置き換えるべきでないと主張している。

裁判官は「市が今回非公開としているもののなかに、市のHPに一般廃棄物処理施設建設計画について公開されているものがあるように思うが、ここで非公開とされているものと差があるのではないか。」と被告に対して質問があり、被告代理人から「相違はない」と思うとの答えがあり、次回までにHPとの対応表作ってくるように指示された。

原告側にも、被告答弁書に対し反論書を次回公判前に作成するよう指示して終えた。

3月例会の案内

3月13日（金）午後7時30分～
市民オンブズ岡崎事務所にて

（第4金曜日は不定期の作業日です）

公文書非開示処分取消請求裁判第2回公判日程

4月13日（月）午後1時25分～
名古屋地裁第9部（地裁11階）